山口県告示第三百七十九号

とおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、

指定医療機関から次の

六年法律第三十号) 第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成

Щ

県報の正誤 (平成十二年十一月二十四日山口県公安委員会規程第五号ほか一件)

П

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課)..... 貸金業者の業務の停止 (経営金融課).....

四四四

六

般競争入札の実施 (物品管理課)......

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 ( 二件 ) ( 県民生活課 )

通損害保険に付すべき義務の消滅 (水産振興課)..............................係る指定漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普

共同漁業権の免許の内容たるべき事項及び申請期間等 (水産振興課)...

〇告示

目

次

毎週火・金曜日発行

平成二十五年九月二十七日

## 平成 25 年

### 名

### 小羽山薬局

称療 五号字部市南小羽山町二丁目一九番一 所 在 地

平成 廃 五 止

山口県知事

Щ

本

繁太郎

年

Ϋ́ 月 日

## 山口県告示第三百八十号

定の水域を次のように定めた。 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百十八条第三項の規定により、

十六年山口県告示第八十二号)は、廃止する。 漁業災害補償法第百十八条第三項の規定による一定の水域の設定に関する告示 (平成

平成二十五年九月二十七日

山口県知事 Щ

本

繁太郎

### かき養殖業

Ξ

白木加入区	森野加入区	下松加入区	彦島加入区	小島加入区	加入区の名称
区第二百五十八号及び区第二百五十九号の漁業権に係る漁場の区域	区第二百五十六号及び区第二百五十七号の漁業権に係る漁場の区域	る漁場の区域区第二百三十二号、区第二百三十六号及び区第二百三十八号の漁業権に係	区第二十二号の漁業権に係る漁場の区域	区第八号の漁業権に係る漁場の区域	水

割り式三年魚かんぱち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式一年魚すずき養殖 魚ふぐ養殖業、 ち養殖業、小割り式一年魚たい養殖業、小割り式二年魚たい養殖業、 たい養殖業、小割り式さけ・ます養殖業、小割り式二年魚ふぐ養殖業、 小割り式一年魚はまち養殖業、小割り式二年魚はまち養殖業、小割り式三年魚はま 小割り式二年魚すずき養殖業、小割り式三年魚すずき養殖業、小割り式二年魚ひ 小割り式一年魚かんぱち養殖業、 小割り式二年魚かんぱち養殖業、 小割り式三年魚 小割り式三年 小

養殖業、 年魚しまあじ養殖業、小割り式二年魚しま り式二年魚めばる養殖業、小割り式三年魚 業、小割り式二年魚まはた養殖業、 業及び小割り式かわはぎ養殖業 はた養殖業、小割り式すぎ養殖業、小割り 小割り式三年魚くろまぐろ養殖業 小割り

らまさ養殖業、小割り式三年魚ひらまさ養

[期]	加入区の名称	水域	業
( 证	奈古加入区	区第二号及び区第三号の漁業権に係る漁場の区域	
ŧ	小畑加入区	区第四号の漁業権に係る漁場の区域	
報	大島加入区	区第五号の漁業権に係る漁場の区域	
県	野波瀬加入区	区第六号の漁業権に係る漁場の区域	
	大浦加入区	区第十一号及び区第十二号の漁業権に係る漁場の区域	
	久津加入区	区第十三号及び区第十四号の漁業権に係る漁場の区域	
	和久加入区	区第十八号の漁業権に係る漁場の区域	
Щ	黒井加入区	区第十九号の漁業権に係る漁場の区域	
3	下松第一加入区	区第二百二十九号の漁業権に係る漁場の区域	
金曜日	下松第二加入区	権に係る漁場の区域四号、区第二百三十七号及び区第二百三十九号の漁業四号、区第二百三十五号、区第二百三十一号、区第二百三十三号、区第二百三十三号、区第二百三十三号、区第二百三十三号、区第二百三十二号、区第二百三十二号、区第二百三十二号、区第二百三十二号、区第二百三十二号、区第二百三十二号、区第二百三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	
27日	長島加入区	区第二百四十一号の漁業権に係る漁場の区域	
9月	阿月加入区	区第二百四十二号の漁業権に係る漁場の区域	
或25年	東三蒲加入区	区第二百五十一号の漁業権に係る漁場の区域	
平月	江ノ浦加入区	区第二百五十二号の漁業権に係る漁場の区域	
_			

		はる養殖業、小割り式四年魚めばる養殖小割り式四年魚くろまぐろ養殖業、小割	点めばる養殖業、来、小割り式四年
		、小割り式二年魚くろまぐろ	り式さば養殖業、
区第二百六十号の漁業権に係る漁場の区域	片添加入区	り式三年魚まはた養殖業、小割り式四年魚ま	式三年魚まはた
		(あじ養殖業、小割り式三年魚しまあじ養殖)	あじ養殖業、小
区第二百五十三号及び区第二百五十四号の漁業権に係る漁場の区域	樽見加入区	小割り式まあじ養殖業、小割り式一	食殖業、小割りさ

## 山口県告示第三百八十一号

素権の免許の内容たるべき事項及び申請期間等を次のとおり定めた。 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定に基づき、共同漁

平成二十五年九月二十七日

山口県知事

Щ 本

繁太郎

免許の内容たるべき事項

漁業の種類、 公示番号 内共第一号 漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類

第五種共同漁業 あゆ漁業

漁業の名称

月一日から十二月三十一日まで

時

期

うなぎ漁業

かに漁業

こい漁業

ふな漁業 ます漁業

漁場の位置

原川の区域 (ます漁業については、EとFとを結んだ線から下流の小瀬川及びCと とDとを結んだ線から下流の谷川、長谷川、日宛川、上大三郎川、石原川並びに温 漁場の区域 次のAとBとを結んだ線から上流及びGとHとを結んだ線から下流の小瀬川、C 玖珂郡和木町及び岩国市並びに広島県大竹市及び廿日市市地先の小瀬川及びその

Dとを結んだ線から下流の谷川の区域を除く。) 点の位置

基 点 A 玖珂郡和木町大和橋上流側右岸基部

広島県大竹市大和橋上流側左岸基部

С 岩国市小瀬小川津堰堤下流側右岸基部

公示番号

内共第二号

(五)

- D 小川津堰堤下流側左岸基部
- Е 弥栄ダム堰堤下流側右岸基部
- F 広島県大竹市弥栄ダム堰堤下流側左岸基部
- G 岩国市美和町小瀬川ダム堰堤下流側右岸基部
- 関係地区 Η 広島県廿日市市小瀬川ダム堰堤下流側左岸基部

玖珂郡和木町及び岩国市 (由宇町、 ) 並びに広島県大竹市及び廿日市市浅原 、玖珂町、 本郷町、 周東町、 錦町及び美川町を

第五種共同漁業 漁業の種類、 漁業の種類 漁業の名称及び漁業の時期

漁業の名称

あゆ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

時

期

うなぎ漁業

漁場の位置 岩国市及び広島県廿日市市地先の小瀬川及びその支流

県

(四)

漁場の区域

域を除く。) その支流の区域(あゆ漁業については、CとDとを結んだ線から下流の小瀬川の区 次のAとBとを結んだ線から上流及びEとFとを結んだ線から下流の小瀬川及び

П

点の位置

基点A 岩国市美和町小瀬川ダム堰堤上流側右岸基部

- В 広島県廿日市市小瀬川ダム堰堤上流側左岸基部
- C 右岸との上流側の交点 Aを中心とした半径一、〇〇〇メートルの円弧と岩国市美和町小瀬川
- D 川左岸との上流側の交点 Bを中心とした半径一、〇〇〇メートルの円弧と広島県廿日市市小瀬
- Ε 広島県廿日市市浅原新市井原橋下流側右岸基部
- 新市井原橋下流側左岸基部

関係地区 F

(五)

郡佐伯町の区域に限る。 岩国市美和町及び広島県廿日市市 (平成十五年二月二十八日における広島県佐伯

免許予定年月日

平成二十六年一月 日

Ξ 漁業権存続期間

平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

兀 免許申請期間

平成二十五年十月一日から同年十一月三十日まで

記

漁場図閲覧場所

山口県農林水産部水産振興課

山口県下関水産振興局並びに山口県柳井水産事務所、 山口県防府水産事務所及び山

口県萩水産事務所

山口県内水面漁場管理委員会事務局

# 山口県告示第三百八十二号

険に付すべき義務は、平成二十五年九月七日限り消滅した。 定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意 に関する告示 ( 平成二十一年山口県告示第三百五十八号 ) に係る指定漁船を普通損害保 漁船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規

平成二十五年九月二十七日

山口県知事 Щ 本 繁太郎

豊北町加入区



(三三一)特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、

課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。 書及び活動予算書は、平成二十五年十月二十八日までの間、 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画 山口県環境生活部県民生活

Щ

報

代

2496 号

申請のあった年月日

平成二十五年九月二十七日

山口県知事

Щ

本

繁太郎

号及び登録年月日

商号又は

名

称

株式会社アンサー

主たる営業所等の所在地

表者

の 番 月

氏

名

木津

盛照

周南市平和通二丁目三八番地

平成二十五年八月二十六日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人きらり

表 者 の 氏 村岡

主たる事務所の所在地 長門市三隅中一四七〇番地

Ξ

登 登

録

年

日 号

平成二十五年一月九日

山口県知事(3)第〇一五〇〇号

処分の内容

停止

及び債権の保全に関するもの並びに知事が特に必要と認めたものを除く。

)の全部の

平成二十五年九月二十一日から同年十二月四日までの間における業務 (弁済の受領

(||||||) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、 次の

び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。 変更後の定款は、平成二十五年十一月五日までの間、 山口県環境生活部県民生活課及

平成二十五年九月二十七日

山口県知事 Щ 本 繁太郎

申請のあった年月日

平成二十五年九月四日

П

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

称 特定非営利活動法人といる

表 者 の 氏 名 髙村 一男

主たる事務所の所在地 岩国市玖珂町九九二番地

(三三三)貸金業者の業務の停止

より、次のとおり貸金業者に対し、 貸金業法 (昭和五十八年法律第三十二号) 第二十四条の六の四第一項第二号の規定に その業務の停止を命じました。

山口県知事

Щ

本

繁太郎

平成二十五年九月二十七日

処分をした年月日 平成二十五年九月十八日

(三三四) 開発行為に関する工事の完了

関する工事の完了を次のとおり公告します。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 開発行為に

平成二十五年九月二十七日

山口県知事

Щ

本

繁太郎

開発区域に含まれる地域の名称

開発許可を受けた者の住所及び氏名 下松市楠木町二丁目

岡山市北区野田二丁目一三番一七号 ミサワホーム中国株式会社

(三三五) 一般競争入札の実施

七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。 次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成

平成二十五年九月二十七日

山口県知事 Щ 本 繁太郎

入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

四

代表者の氏名、登録番

一 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所等の所在地、

(--)物品等の名称及び数量 警察情報ネットワーク端末装置 三百六十五台

物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。

平成二十六年一月三十一日 納入期限

納入場所

(四)

山口県警察本部警務部情報管理課

入札参加資格

八札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

する者でないこと。 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定

札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配

物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。 格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の製造の請負並びに の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達す びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示 (平成二十五年山口県告示第二百 務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並 る物品等の種類等に関する告示 (平成二十五年山口県告示第五十三号) に基づく資 六十二号) 又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れ 人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業

Ξ 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

兀 入札説明書及び仕様書の交付

口県会計管理局物品管理課において交付する

入札書の記載方法、 提出場所及び受領期限

記載方法

る金額を入札書に記載すること。 額をもって落札価格とするので、 る額 (その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す 入札者は、 見積もった金額の百五分の百に相当す

提出場所

山口県会計管理局物品管理課

 $(\Xi)$ 受領期限

年十一月七日午前十一時) 平成二十五年十一月六日午後五時十五分 (入札書を持参する場合は、平成二十五

入札を執行する場所及び日時

山口市滝町一番一 号 山口県会計管理局物品管理課入札室

平成二十五年十一月七日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

入札参加資格のない者がした入札

○及び□に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

記名押印(署名を慣習とする外国人にあっては、自署)のない入札

落札者の決定方法

札者とする。

き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落 山口県会計規則 (昭和三十九年山口県規則第五十四号) 第百五十四条の規定に基づ

その他

契約担当者

山口県知事 山本繁太郎

契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

 $(\Xi)$ 契約書の作成の要否

(四) 契約保証金

免除する。

(五) をする場合は、 この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請 山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

詳細については、山口県会計管理局物品管理課 (電話〇八三-九三三-三九六

○) に問い合わせること

+1 Summary

事庁

県 報 平成25年9月27日 金曜日 Щ П (定期) 第 2496 号 正

誤

- (2) Name and quantity of the products to be purchased: Police information network (1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, personal computers 365 sets Yamaguchi Prefectural Government
- Delivery period: January 31, 2014
- (4) Delivery place: Information Management Division, Police Administration Depart ment, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
- (5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Sup plies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083
- Time-limit for tender: 5:15 P.M., November 6, 2013 (In case of bringing a tender: 11:00 A.M., November 7, 2013)



属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程が 平成十二年十一月二十四日山口県公安委員会規程第五号 (山口県公安委員会の権限に

=	ページ
表中	箇 所
禁止等命令書の公布	誤
禁止等命令書の交付	Œ

平成二十五年八月二十三日山口県公告 (二九六) (一般競争入札の実施)

ページ 下 段 — 三 四 ≀ 行 十 号 | 平成二十三年山口県告示第二百七 誤 | 平成二十五年山口県告示第二百六 十二号 正